⑯　主要な経営指標等の推移
　外国組合等の直近５事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について、第六号の五様式の「記載上の注意」⑭に準じて記載すること。
⑰　外国組合等の目的及び基本的性格
　ａ　契約又は規約（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載された外国組合等の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。
　ｂ　外国組合等の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
⑱　外国組合等の沿革
　成立経緯、名称の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。
⑲　外国組合等の仕組み
　ａ　外国組合等の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。
　ｂ　外国組合等及び外国組合等の関係法人（資産の運用を行う者（以下この様式において「資産運用会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国組合等の管理会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容（外国組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。
⑳　外国組合等の機構
　外国組合等の機構（組織、運用体制に関する内部規則、内部管理及び組合等の業務の執行に係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、組合等による関係法人に対する管理体制等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
　なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
㉑　外国組合等の出資総額
　有価証券届出書提出日の直近日現在の外国組合等の出資総額、外国組合等が発行する出資持分の総数及び発行済出資持分の総数を記載すること。
　なお、最近５年間における出資持分総額及び発行済出資持分の増減についても併せて記載すること。
㉒　外国組合等に係る法制度の概要
　準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。
㉓　監督官庁の概要
　監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。
㉔　その他
　ａ　契約又は規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
　ｂ　訴訟事件その他外国組合等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
㉕　投資方針
　外国組合等の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
㉖　投資対象
　ａ　投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。
　ｂ　投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。
㉗　運用体制
　組合等の運用体制（当該運用体制に関する組織及び内部規則等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
㉘　分配方針
　契約又は規約に規定された分配方針を記載すること。
㉙　投資制限
　ａ　法令、契約又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。
　ｂ　有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。
㉚　投資リスク
　ａ　投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
　　また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
　ｂ　投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
㉛　手数料等及び税金
　投資者が申込みから払戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金は除く。以下㉛及び㉟において「手数料等」という。）の記載に当たっては、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料等の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
㉜　申込手数料
　申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
㉝　払戻し手数料
　払戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
㉞　管理報酬等
　外国組合等から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。
㉟　その他の手数料等
　外国有価証券投資事業権利等に係る手数料等のうち㉜から㉞までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
㊱　課税上の取扱い
　分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。
㊲　投資状況
　ａ　有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
　ｂ　投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（外国組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。
　ｃ　負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。
㊳　運用実績
　運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。